

打田地区公民館講座を受講される皆様へ(お願い)

【令和7年度版】

◆「社会的課題(必用課題)」の受講について

- ・新たに開講した「目からウロコの雑学講座」等(別紙参照)から、少なくとも1テーマを選択し受講してください。(努力義務です)

◆「講座運営」に関して

- ・「当番制」について

講座ごとに受講者相互で当番を決め、各開催日における会場の設え、出席簿等の準備など、講座がスムーズに開始進行できるよう、講師の方の補助をお願いします。(名簿の受け渡し等の際、公民館事務所にお声がけください。)

また、事前・事後のモップ掛けについてもお願いします。

- ・「会場の設え」(机・イス・パーテーション)について

講師の方と相談の上、机の配置等を変更してください。各回終了後、原状復帰してください。(各部屋に原状復帰図を貼っていますのでご確認ください。パーテーションの開け閉めは職員で行います。)

○「休講」について

- ・講師先生の都合等により休講または日程変更する場合があります。(代替日を用意します。)
- ・紀の川市内に大雨警報等の気象警報が発令されている場合、原則、臨時休講となります。ややこしい場合は、公民館あてお電話ください。

○その他

- ・原則、小さいお子様連れでの受講はご遠慮ください。(一時保育のある講座を除く)
- ・この講座の受講権利を第三者に譲渡することはできません。

◆「欠席」する場合について

- ・お電話で、必ず、公民館あてご連絡ください。
- ・欠席や退会による受講料の返金はいりません。

◆「受講可能年限」と「自主サークルの立ち上げ」について

- ・公民館講座は生涯にわたる学習への意欲を高めるきっかけとするため、開講しています。そのため、同じ方が長年にわたり同じ講座を受講し続けることは、当該講座の趣旨に反するとの認識のもと、同じ講座の受講は3回までといたします。
- ・講座期間終了後、既存の同種公民館サークルの会員となったり、講座修了者有志で自主公民館サークルを立ち上げたりするなどし、ご自身で継続されていくことを期待いたします。公民館としても年間の活動を通じて、自主サークルづくりを促してまいります。

お問い合わせ先

紀の川市打田地区公民館 電話77-3140